

令和6年度第1回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：令和6年4月16日

担当部・課：保健福祉部保険年金課〔内線2332〕

① 件名		
国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定所得の見直しについて		
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）		
【背景】 国民健康保険の被保険者間における保険税負担の公平性の確保及び消費者物価の上昇等の経済動向を踏まえ、「地方税法施行令の一部を改正する政令」が公布されたことに伴い、国民健康保険税の課税限度額及び低所得者に係る軽減判定所得が見直された。		
【目的】 関係法令と同様の措置を講ずることにより、適正公平な課税措置を図るもの。		
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性		
【根拠法令】 地方税法（昭和25年法律第226号） 地方税法施行令（昭和25年政令第245号） 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号） 石巻市国民健康保険税条例（平成17年条例第59号）		
【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】		
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）		
令和6年3月 地方税法施行令の一部を改正する政令公布（令和6年4月1日施行） 石巻市国民健康保険税条例の一部改正について専決処分（令和6年4月1日施行）		
⑤ 主な内容		
令和6年度課税分から課税限度額及び低所得者に係る保険税軽減判定所得の見直しを行う。		
1 課税限度額の見直し		
	改正	現行
基礎課税額分（医療分）	65万円	65万円
後期高齢者支援金等分	24万円	22万円
介護納付金分	17万円	17万円
合計	106万円	104万円
2 低所得者に係る保険税軽減判定所得の見直し		
軽減割合	改正	現行
7割軽減	基礎控除額(43万円) +10万円×(給与所得者等の数-1)以下	基礎控除額(43万円) +10万円×(給与所得者等の数-1)以下
5割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1) +29.5万円×被保険者数	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1) +29万円×被保険者数
2割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1) +54.5万円×被保険者数	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1) +53.5万円×被保険者数
※1 軽減は、応益分（均等割額、平等割額）の軽減割合		
※2 給与所得者等の数及び被保険者数には、特定同一世帯所属者（同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者）を含む。		
※3 給与所得者等とは、一定額（55万円）を超える給与収入を有する者又は一定額（65歳未満は60万円、65歳以上は125万円）を超える公的年金等の支給を受ける者で給与所得を有しない者を言う。		

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

法令に基づいた適正な課税が図られる。

【市財政への負担】

- 1 課税限度額（後期高齢者支援金等分）の見直しによる影響額等（見込）
 - ・限度額超過世帯数：277世帯 ⇒ 225世帯
 - ・所得割課税見込額：1,507,263千円 ⇒ 1,512,214千円
(4,951千円増額)
- 2 軽減判定所得の見直しによる影響額等（見込）
60世帯：757千円減額

	7割軽減	5割軽減	2割軽減	計
現行	7,178世帯 476,482千円	3,294世帯 181,054千円	2,161世帯 48,586千円	12,633世帯 706,122千円
改正	7,178世帯 476,482千円	3,352世帯 181,805千円	2,163世帯 48,592千円	12,693世帯 706,879千円
差引	— —	58世帯 751千円	2世帯 6千円	60世帯 757千円

※金額は、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の合計金額である。
※軽減した保険税相当額は、県が3/4、市が1/4（一般会計繰入金）を負担する。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

他市町村においても、同様の改正を行う。

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

石巻市国民健康保険税条例の一部改正の専決処分（令和6年3月30日）について、次回開催される市議会に報告し、その承認を求める。

⑨ その他

【参考】低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得金額

軽減割合	区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯
7割軽減	改正なし	43万円以下	43万円以下	43万円以下
5割軽減	現行	<u>72万円以下</u>	<u>101万円以下</u>	<u>130万円以下</u>
	改正	<u>72.5万円以下</u>	<u>102万円以下</u>	<u>131.5万円以下</u>
2割軽減	現行	<u>96.5万円以下</u>	<u>150万円以下</u>	<u>203.5万円以下</u>
	改正	<u>97.5万円以下</u>	<u>152万円以下</u>	<u>206.5万円以下</u>

※2人世帯以上の場合、世帯主以外の被保険者に給与所得者等がいる場合は、これに1人につき10万円を加算する。